



2021 年 4 月 15 日

各 位

上場会社名：株式会社アピリッツ

(コード番号：4174 東証 JASDAQ)

代表者：代表取締役社長 執行役員 CEO 和田 順児

問合せ先：取締役執行役員 CFO 永山 亨

電話番号：(03) 6690-9870

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021 年 4 月 15 日開催の取締役会において、2021 年 4 月 30 日開催予定の第 21 回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

本議案は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定にもとづき、剰余金の配当等について、取締役会で決定できるよう定款の変更を行うものであります。

なお、この定款変更が効力を生じた後も、株主総会においても剰余金の配当等を決議することが出来ることに変わりはありません。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第45条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第45条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第46条</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p><u>3</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第46条</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年4月30日

定款変更の効力発生日 2021年4月30日

以上